

# モロッコにおける 知的財産権利行使マニュアル

---

[特許庁委託]

[著者]

SMAS INTELLECTUAL PROPERTY

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2015年1月発行

## 目次

1.	モロッコにおける知的財産（IP）の歴史.....	5
1.1.	モロッコの最初の知的財産法.....	5
1.2.	法律第17-97号：2004年12月以前の知的財産権.....	6
1.3.	法律第17-97号を改正および補足する法律第31-05号の制定.....	7
1.4.	現行のモロッコ知的財産法の下で保護可能な権利.....	7
2.	モロッコで保護可能な知的財産権.....	7
2.1.	日本とモロッコ王国間の貿易.....	8
2.2.	モロッコ：魅力的な発展途上市場.....	8
2.3.	なぜ知的財産権を保護すべきなのか.....	9
2.4.	誰が保護すべきか.....	9
3.	商標.....	10
3.1.	法規則.....	10
	規定法.....	10
	国際条約、議定書および協定.....	10
	モロッコと国際機関.....	10
	モロッコのロビー活動.....	11
	国内の手続きとマドリッド制度の違い（メリットとデメリット）.....	11
3.2.	保護手続き.....	12
3.2.1.	モロッコで保護可能な商標の種類.....	12
	a) 名前を示す商標.....	12
	b) 図形商標.....	12
	c) 音響商標.....	12
	d) 嗅覚商標.....	12
	e) 特別規定.....	12
3.2.2.	手続きの概要.....	13
	a) 出願手続き.....	13
	b) 出願審査の請求.....	13
	c) 商標の公開.....	14
	d) 登録.....	14
3.3.	権利行使.....	14

3.3.1.	モロッコにおける侵害および模倣の実情 .....	14
(a)	侵害の種類 .....	15
(b)	規定法 .....	15
(c)	救済手段 .....	15
(d)	管轄当局 .....	16
3.3.2.	調査 .....	21
3.3.3.	不正競争 .....	21
3.4.	事例研究 .....	21
4.	特許 .....	24
4.1.	法規則 .....	24
a)	規定法 .....	24
b)	国際条約、議定書および協定 .....	24
4.2.	手続きの概要 .....	25
a)	出願手続き .....	25
b)	特許出願の審査 .....	26
c)	特許の付与の決定 .....	26
d)	特許証 .....	26
e)	権利の有効性および維持 .....	26
4.3.	PCT特許と原特許の違い .....	26
4.4.	展示会の会期中における一時的保護 .....	26
4.5.	権利行使 .....	27
(a)	特許侵害：定義 .....	27
(b)	救済手段 .....	27
(c)	管轄当局および司法制度 .....	28
4.6.	無効 .....	28
4.7.	医薬品 .....	28
(1)	侵害 .....	28
(2)	リンケージ .....	29
1.	事例研究 .....	29
5.	意匠 .....	30
5.1.	法規則 .....	30

c)	規定法.....	30
d)	国際条約、議定書および協定.....	31
5.2.	登録手続きの概要.....	31
a)	出願手続き.....	31
b)	審査および付与.....	31
5.3.	権利行使.....	32
a)	侵害.....	32
b)	救済手段.....	32
c)	管轄当局.....	33
1.	事例研究.....	33
6.	実用新案.....	34
7.	トレード・シークレット.....	34
8.	一般的な助言.....	35

# 1. モロッコにおける知的財産（IP）の歴史

---

## 1.1. モロッコの最初の知的財産法

モロッコにおいて知的財産権とは、立法部が取り組んでいる新しい用語やテーマではなく、20世紀初頭から議論されてきたものである。実際、モロッコ王国は、工業所有権を保護する法律を定めた最初のアラブ諸国の一つである。ほとんどのアラブ諸国が植民地化されていた時代に、モロッコ王国は、1916年に保護領下で工業所有権の保護を扱う最初の法律を制定した。モロッコ王国における知的財産法の発展をより良く理解するには、当時のモロッコの政治情勢について大まかな歴史を知ることが不可欠である。

1912年3月30日、モロッコ王国は、フランス政府と「フェス条約」に調印した。これは、植民地の地位としてではなく、保護領制度に基づくモロッコ王国の支配権を、フランス政府に与えるものであった。同年11月27日、フランスは、モロッコの北部および南部、より正確にはリーフ地方およびジュビー岬地方（現タルファヤ地方）に対する権利をスペイン政府に譲渡した。一方、タンジェはこの合意から除外され、国際管理地域の地位を得た。そして、モロッコ王国は3区域に分割された。

### フランス領

モロッコにおける知的財産保護に関する最初の法律は、1916年6月23日に制定された。この法律は、1857年6月23日のフランスの知的財産法に影響を受けたものである。最初のモロッコの知的財産法は、知的財産慣行のすべての領域について、それぞれを別々に特定することによって管理していた。しかし、同法は、モロッコの経済状況を考慮しているようには思われず、むしろ、保護国、すなわちフランスおよびスペインの権益を保護することをより意図されていた。Cherifien 勅命<sup>1</sup> および行政決定によっていくつかの改正が行われたが、同法の大幅な見直しはなされなかった。1917年8月に、展示会の会期中に特許の一時的保護を与える行政決定が出された。

### スペイン領

1919年2月19日の決定に従って、スペイン領の知的財産は、1902年5月16日のスペインの法律によって規定されることになった。知的財産権の登録は、この地域のスペイン裁判所を通じてマドリッドで処理された。モロッコの独立後、1958年5月31日の勅命の公布によって、1961年6月23日の法律がこの地域に適用された。

### タンジェ国際管理地域

タンジェ区域は、1938年10月4日の法律によって規定された。同法は、すべての同盟国民の内国民待遇および優先権条件に関して、パリ条約に影響を受けている。さらに、同法は、Tangier Intellectual Property Bureauの役割および範囲に加え、譲渡、譲渡抵当、実施許諾、およびこれらの権利の侵害に対する関係罰則に関する特別規則を定めた。

---

<sup>1</sup>モロッコ国王法令。cherifien という用語は、予言者ムハンマド（SAW）の王家の子孫という先祖からのつながりに起源を有する。

1956年、モロッコ王国は、全領土において独立を取り戻した。しかし、保護領の司法上の遺産はこの後も依然として存在し続けることとなり、モロッコとタンジェの旧「国際管理地域」との間には、二重の知的財産登録制度が存在した。立法部は、フランスおよびスペインの制度から引き継いだ法律を2000年まで廃止しなかった。

## 1.2. 法律第 17-97 号：2004 年 12 月以前の知的財産権

2000年2月15日のCherifien勅命は、モロッコ王国における知的財産法の問題の多い二重性を廃止するために公布された。法律第17-97号は、知的財産制度を統合し、領土全体を対象とする単一の登録体制を導入した。この勅命の公布に先立って、モロッコ王国は、自国特有の地理的な位置を踏まえて、経済発展を促進し、王国に国際的な規模で権限を与えるために、様々な国際協定に加盟した。モロッコ王国は、1987年に「関税および貿易に関する一般協定」(GATT)<sup>2</sup>の加盟国となり、1995年には「世界貿易機関」(WTO)<sup>3</sup>に加盟した。これらの多国間協定により、モロッコ王国は、貿易、通商および経済に関わるすべての局面についての法的枠組みの大幅な改正を余儀なくされた。知的財産は明らかにこの改正の中心であり、この改正により新たな知的財産法第17-97号が制定され、これは2004年12月18日に施行された。この新たな法律は、商標、特許、意匠を問わず、知的財産慣行を明確な用語で再定義することになった。立法者は、新しい経済の時代およびモロッコが加盟した国際協定を考慮に入れた。そのため、条項は、今や最高の国際基準に適合したものとなった。以下に、この新たな制度の例を示す。

- 現在、医薬品は特許を受けることができる
- 工業意匠の秘密出願の廃止
- 所定期限内の年金の不払いに対する特許取消しの導入
- 発明に対する従業員の権利
- 集積回路保護の導入
- 団体商標の導入
- 現在、先行技術調査は可能となった（ただし必須ではない）
- 懲役1月以上2年以下の刑罰の導入
- 罰金は、1916年の旧法による50.00モロッコ・ディルハム（以下、MAD）以上3,000.00MAD以下に代わり、25,000.00MAD以上500,000.00MAD以下に大幅に増額された

<sup>2</sup> 国際貿易を正常化する多国間協定。現在は世界貿易機関の枠組みに取って代わられた。

<sup>3</sup> 1995年にマラケシュで設立された、国際貿易の自由化を目的とする国際組織

### 1.3. 法律第 17-97 号を改正および補足する法律第 31-05 号の制定

2004 年、モロッコ王国とアメリカ合衆国は、自由貿易協定（FTA）を締結した。これは、モロッコ王国における知的財産権（IPR）の画期的な改正の始まりであった。FTA<sup>4</sup>への署名に先立って、モロッコ王国は、例えば 2006 年の植物新品種保護国際同盟（UPOV）など、複数の国際協定に加盟した。法律第 31-05 号は 2006 年に施行され、知的財産権の慣行を国際的かつ最も発展した規範に高める特別な規定を初めて明らかにした。以下に、この新たな規定の例を示す。

- 商標のオンライン出願
- 嗅覚および音響商標
- 異議申立制度
- 地理的表示および原産地呼称の国内登録
- 商標の税関への登録および没収措置
- 取り消された特許の回復権
- 拒絶された特許に対する 2 ヶ月の期限内の上訴
- 行政による販売認可の取得が遅延した場合における医薬製品の補償的延長

### 1.4. 現行のモロッコ知的財産法の下で保護可能な権利

モロッコの知的財産法第 17-97 号は、関係財産の利益または利用を享受する権利を保持者に付与する排他的な権利が、保護可能な権利に当たると規定する。工業所有権は、工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号の第 I 条に定めるとおり、以下の権利に関する。

- 特許
- 工業意匠
- 商標
- 会社名
- 商号
- 原産地呼称
- 地理的表示

## 2. モロッコで保護可能な知的財産権

---

将来日本の投資家に利益を与えることになる、今日立法者によって保証されている知的財産権について深く精査する前に、日本とモロッコ王国との経済的および商業的關係に加え、モロッコ王国の地政学的状況について概観する必要がある。

---

<sup>4</sup> 米国は、2004 年 6 月 15 日に FTA に署名し、これは 2006 年 1 月 1 日に施行された。この協定は、主に、モロッコで行われる改革を支持し、貿易障壁を削減および除去することで米国企業の貿易機会に最良の環境を保証するものである。

## 2.1. 日本とモロッコ王国間の貿易

日本とモロッコの関係は、1956年に遡り、ここ数年の間、とりわけモハメッド6世国王陛下が最初に訪日した年であり、その後、様々な政治および経済会議が二国間で開催されることになった。2005年以後、非常に良い水準に達した。過去5年間で日本とモロッコの関係は著しい発展を遂げ、両国間の貿易高は、2005年に55億MADであったが、2008年には73億MADに達した。日本は、モロッコの貿易相手国の第15位であるが、これは、モロッコの伝統的な貿易相手国を考えると高い順位である。今日、日本とモロッコ間の主要貿易品目は、機械、小型自動車、産業車両、電気ケーブル、化学製品、スペア部品などであり、モロッコが日本に輸出する品目は、主に、リン酸塩、魚、タコおよび藻類、肥料などである。モロッコにおける日本の会社の設立も見られるようになってきている。

## 2.2. モロッコ：魅力的な発展途上市場

モロッコは、昔から欧州市場の末端、アフリカ大陸の入口、そしてアラブ世界の一部という地政学的位置から利益を得てきており、歴史的に常に、異なる大陸を結び付ける貿易の重要なプラットフォームであり続けてきた。海上貿易の点では、モロッコは、ジブラルタル海峡については言うまでもなく、通商関係および通商活動に関して世界地図に大いに貢献している地中海と大西洋という二つの海に面している。欧州連合がその設立後初めて、間違いなく非常に高水準の通商上および政治的協力の道を開く公認の前進的地位<sup>5</sup>を非ヨーロッパの国、すなわちモロッコに付与することになったのは、このような判断基準によるものである。近年、モロッコ王国は、経済の発展および多角化に向けた重要な方策を講じている。例えば、観光分野では、インフラにおいても、新規市場開放や新たな観光名所の設置においても、持続的な発展を経験した。その上、モロッコは、日本からの援助を得て、通信、物流、道路施設に投資しており、オープンスカイ政策が採択され、そのほかに、タンジェ地中海港<sup>6</sup>、西ナドール地中海港<sup>7</sup>、自由貿易圏、太陽エネルギーなどもある。これらの現在の発展を別にしても、モロッコは昔から、アラブ世界がアラブの春を経験し、ヨーロッパが厳しい経済危機に苦しんでいた時でさえ、比較的、政治的安定を享受してきた。モロッコは一定の安定性を維持しており、これが今日、外国の投資家にとって魅力的な市場になっている。とりわけ、独立後のモロッコは農業に向かっていたが、今日では焦点を工業に当てている。モロッコは、その天然資源に加え、人口ピラミッドの大半が、半熟練および熟練した若者で占められている国である。これらの人的資源は、国内経済のためのみならず、外国の投資家にとっても資産である。なぜなら、労働者は、近隣諸国に比べて相対的に安価であり、技能を磨くことに喜びを感じているからである。これは、教育・職業訓練省(Ministere de l'Education National et de la formation professionnelle)に代表される最高権威が注目しているところである。

<sup>5</sup> モロッコは、1987年に欧州連合への加盟申請を行った。申請は却下されたが、全加盟国が承認する前進的地位を与えられ、これに関して複数の協定が締結された。

<sup>6</sup> モロッコ北部にある商業港。今日、地中海およびアフリカにおける最大の港の一つとみなされている。

<sup>7</sup> 西ナドール地中海港は、モロッコ北部で計画されている、タンジェ地中海港を上回る予定の港である。

### 2.3. なぜ知的財産権を保護すべきなのか

現代、世界は、政治的および経済的動向の大きな変化を目の当たりにしている。世界は「一つの地球村」であるという理論は、本の中だけに存在する、または大学で教わる単なる理念ではなく、すべての国およびビジネスが直面している現実である。国々はオープンスカイ政策を採用しており、国境は廃止され、制定される法律は統合され、商品は自由に流通し、そしてこれらすべての変化により並行貿易や侵害行為が蔓延している。今後、知的財産権を保護することは、事業主や個人が行う余裕のある贅沢や予防的手段ではなく、もはや義務的な措置である。商標、特許、意匠、著作権などに対する権利は、今や会社や個人にとって、金銭的にも知的にも大きな価値のあるものである。会社や個人は、原産国においてのみならず、製造工程に含まれる市場や貿易経路において、自己の権利を保護しなければならない。電子的世界の驚異的な発展および通商や貿易の急速なペースにより、侵害行為および権利喪失のリスクは高くなっている。

知的財産を保護することには、次のような利点がある。

- 第三者および競合他社が、商品化されている製品やサービスと同一または類似の名称、意匠または形状を使用することを防止する。
- 製品およびサービスに関する現地の競合他社による悪意ある行為に直面することを心配せずに、新規市場の拡大における顧客の関心を高める。
- ビジネス環境における所有者の評判を高める。
- 消費者間で販売される製品やサービスの信頼性、および革新的技術として所有者の信頼性を高める。
- 侵害および模倣のリスクを減らし、製品やサービスのより適切な保護を可能にする。

### 2.4. 誰が保護すべきか

今日では、個人、会社、投資家、意匠図案家などがすべて、自己の知的財産および創作品を保護する責任を負う。世界中の司法制度は法規則を強化しており、国境措置が定められており、最終消費者、創作者、個人、会社および中小企業において一般の意識が高まっている。政府は、「知的財産権を保護するのはすべての者の義務である」と明確に伝えている。モロッコ王国は、複数の協定、条約に加盟しており、また、税関、王立憲兵隊、モロッコ産業財産庁(Office Marocain de la Propriete Industrielle et Commerciale: OMPIC)<sup>8</sup>などの様々な公的機関を通じて、もしくはモロッコ商工会議所(Confédération générale des entreprises du Maroc: CGEM)<sup>9</sup>などの様々な専門機関を通じて、または研修会の計画、外国の登録機関、WIPO 等との協力により、知的財産権にかなりの注意を払っている。

<sup>8</sup> OMPIC は、2000 年に創設された財政的に自立した政府機関であり、カサブランカに本部を設けている。

<sup>9</sup> CGEM は、1947 年に創設された、モロッコ経団連である。

### 3. 商標

#### 3.1. 法規則

##### 規定法

- 工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号 (9 Kaada 1420 の勅命第 1-00-91 号) によって公布 (2000 年 2 月 15 日)
- 工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号を改正および補足する法律第 31-05 号 (15 Moharrem 1427 の勅命第 1-05-190 号) によって公布 (2006 年 2 月 14 日)

##### 国際条約、議定書および協定

内容	施行日
工業所有権の保護に関するパリ条約	1917 年 7 月 30 日
標章の国際登録に関するマドリッド協定	1917 年 7 月 30 日
虚偽又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定	1917 年 7 月 30 日
標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定	1966 年 10 月 1 日
標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書	1999 年 10 月 8 日
商標法条約	2009 年 7 月 6 日
オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約	1993 年 11 月 11 日
TRIPS 協定	1995 年 1 月 1 日
自由貿易協定 米国-モロッコ	2006 年 1 月 1 日
自由貿易協定 米国-トルコ	2006 年 1 月 1 日
投資の促進及び保護に関するモーリタニア・イスラーム共和国とモロッコ王国との間の協定	2003 年 10 月 20 日
EFTA 加盟国とモロッコとの間の自由貿易協定	1999 年 12 月 1 日

##### モロッコと国際機関

##### ACTA- 偽造品の取引の防止に関する協定

モロッコ王国は、2011 年 10 月 1 日に東京で開催された署名式において ACTA に署名した先駆的国家の一つとみなされている。ACTA に署名した最初のアラブ・アフリカ国家としてのこの前衛的なイニシアティブは、明らかに、モロッコで知的財産権に与えられ

ている政治的および経済的な重要性を示している。この交渉に参加したのは、オーストラリア、カナダ、欧州連合（欧州委員会、EU 議長国（スウェーデン）および欧州連合加盟国によって代表される）、日本、大韓民国、モロッコ、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、スイス、およびアメリカ合衆国のみであった。

ACTA の目的は、所有者の許可のない模倣および著作権の不正共有と戦うための知的財産権に関する多国間国際条約を提案することである。ACTA の第 16 条は、国境措置に関して、各締約国の「税関当局は、疑わしい物品の通関を自発的に停止することができる」と規定する。

### モロッコのロビー活動

#### **AMACPI- Association Marocaine des Conseils en Propriété Industrielle**

産業財産権法律顧問協会「Association Marocaine des Conseils en Propriété Industrielle (AMACPI)」は、モロッコのカサブランカに本部を置き、2011 年 11 月 30 日に創設された。これは、全員が知的財産関連の経験を有する 13 人の構成員からなる。AMACPI の創設は、知的財産の分野における事業者の権益および権利を保護するという考えから生み出されたものである。今日、AMACPI は、国内非政府組織の立場で、オブザーバーとして WIPO 加盟国の会合および会議への出席を認められている。

#### **CGEM- La Confédération Générale des Entreprises du Maroc**

模倣、並行貿易およびその他の詐欺的行為を阻止するために、モロッコの複数の大企業および多国籍企業（その中には、Procter & Gamble、Sacmar Industrie、Schneider、Bic et Nike、Richbond、Ingelec et Nestlé が含まれる）が、模倣を阻止することを主な目標に定めた圧力団体を設立するためにモロッコ商工会議所(CGEM)を組織した。

### 国内の手続きとマドリッド制度の違い（メリットとデメリット）

「マドリッド制度」は、国内の手続きに比べ、商標の出願人が以下を行うことができるというメリットがある。

- 保護対象となる複数国を指定した単一の様式を提出すればよい。
- 出願に関係する国が異なる場合であっても商標の明細書を一つの言語で記載する。料金を各国に支払う代わりに、一回だけ料金を支払えばよい。

一方、国内の出願と比べて、マドリッド制度には次のようなデメリットがある。

- 国内の出願手続きの期間は 3 ヶ月であり、商標に異議が申し立てられなかった場合には証明書が発行される。一方、マドリッド制度による手続きは、より時間がかかる。

- セントラル・アタックのリスク。商標が拒絶され、またはこれに対する異議が認められた場合、同じ結果がすべての指定国に及ぶ。
- 国際登録の譲渡の登録は、マドリッド議定書に加盟し、またはこれと関係を有する国の会社に限られる。

## 3.2. 保護手続き

### 3.2.1. モロッコで保護可能な商標の種類

今日、モロッコで保護を取得する方法は三つある。立法者は、モロッコの商標庁（OMPIC）で登録された国内商標、モロッコを指定した国際商標（WIPO）、そして最後に、モロッコ国内で継続的に使用され、平均的消費者に広く認識されている商標を認めている。法律第17-97号は、保護可能な商標を次の5種類に規定した。**La marque de fabrique**（生産者が自己の製品（未加工製品、最終製品を問わない）に付す商標）、**la marque de commerce**（販売者が、自己の販売する製品に付加する商標）、**la marque de service**（銀行、保険会社などの経済主体によって使用される役務商標）、**団体商標**（法人および団体が使用することのできる団体商標）、そして最後に**周知商標**である。

モロッコにおける商標は、次のいずれかである。

#### a) 名前を示す商標

名前を示す商標は、法律において、単語、単語の集まり、父称、ペンネーム、地名、文字、数および頭字語からなる商標と認められている。

#### b) 図形商標

法律第17-97号の第133条bによる図形商標は、この種類の商標の外観を、デザイン、ラベル、スタンプ、縁取りおよび浮彫り、ロゴ、ホログラムおよびコンピューター・グラフィック、形と色、配置、組合せ、色合いと規定する。

#### c) 音響商標

法律第17-97号の第133条c（法律第31-05号により修正および補足）は、音響および音楽フレーズは、図表を用いて表すことができるならば、商標に該当しうると規定する。

#### d) 嗅覚商標

この種類の商標は、嗅覚に直接関係する。この商標は、実際にはにおいの化学式を表すことによって特定することができる。しかし、現在の技術では、指定されたにおいを明確に識別するには信頼性に問題があり、今日までモロッコでは商標登録されていない。

#### e) 特別規定

立法部は、商標に関する法律第17-97号の第135条において、「国王陛下の肖像または王室の一員の肖像、王国の紋章、記章または国章を表す商標は認められない」と明確に規

定する。近年、実際に、「国王」またはその同意語もしくは翻訳もしくは字訳を組み込む商標がOMPICによって拒絶された例がある。

### 3.2.2. 手続きの概要

#### a) 出願手続き

出願手続きは、OMPICで処理される。国内居住者の場合、第三者（個人を含む）を通じて手続きを行うことができるが、非居住者または外国法人の場合、商標は、知的財産弁理士、弁護士または専門家によってのみ出願することができる。

出願は、次の裏付け資料とともに、商標庁に提出する。

- 様式M1（付属書1を参照のこと）：記入すべき主要な情報（名前、住所、法的地位）、商標の種類、請求する色、対応する区分で対象となる製品およびサービス（法第62条）
- 商標の白黒の表示（最大8センチ×8センチ）4部
- 商標のカラーの表示（商標がカラーの場合）（最大8センチ×8センチ）4部
- オーバーヘッドのフィルム（最大8センチ×8センチ）1部
- 出願人の第三者への委任状（出願人が会社、または別の人によって代理される自然人の場合）。委任状には、署名し、社印で捺印し、署名者の氏名および資格を記載しなければならない。
- 必要な料金の支払い

#### b) 出願審査の請求

モロッコには、類似性や優先権の審査制度がない。商標が出願されると、OMPICは、出願の適合性についての審査に進む。商標が認められるためには、以下を満たす必要がある。

- ✓ すべての商標出願の裏付け資料を提出していること
- ✓ ニース分類に従って、商標登録の対象となる製品およびサービスが正確かつ明確であること
- ✓ 料金を支払っていること
- ✓ 商標出願が第135条に適合していること。第135条は、次の場合に商標が拒絶されることを定める。

1. 「商標が、国王陛下の肖像または王室の一員の肖像、王国または他のパリ同盟加盟国の紋章、旗章、記章または国章、国際連合および国際機関の頭字語または名称であって、国際連合および国際機関によって採用され、またはそれら頭字語もしくは名称の保護を確実にすることを意図する国際協定の対象に既になっているもの、国家または外国の勲章、モロッコの硬貨または外国の硬貨、ならびに紋章学の観点か

らの模倣を再現している場合。ただし、上述した記号は、管轄当局の許可が与えられた場合には、商標庁に登録することができる。」

2. 「商標が、公序良俗に反するとみなされる、またはその使用が法律で禁止されている場合」
3. 「商標が、製品またはサービスの性質、品質または地理的起源に関して、公衆に誤解を与える可能性が高い場合」

出願人は、すべての資料を提出していない場合には、出願日から3ヵ月以内に出願手続きを完了する。この期限を超過した場合、商標出願は拒絶され、すべての出願条件を満たすための最終期限としてOMPICから2ヵ月間の猶予期間が認められる。

### c) 商標の公開

商標出願は、認められるとその後15日以内に2ヵ月間の公開が行われ、商標に異議を申し立てることに権益を有する第三者は、商標庁に異議申立てを行うことができる。法定期間内に商標に対する異議が申し立てられなかった場合には、商標は登録され、証明書が発行される。商標に異議が申し立てられた場合には、3.3の「権利行使」を参照のこと。

### d) 登録

商標は、それに対して異議が明確に述べられなかった場合に、登録されたとみなされる。しかし、商標が市場で使用されない場合には、商標の登録は第三者から攻撃される可能性がある。商標の所有者は、すべての権利を取得し、および商標の不使用に対する第三者の訴訟（法律第17-97号の第161条）を回避するために、5年間、継続的かつ真摯に商標を使用すべきである。

## 3.3. 権利行使

モロッコは、新興発展途上国の一つとして、およびその地理的な位置により、アフリカ大陸およびヨーロッパにとって重要な商業の中枢である。この特殊性は、不幸なことに、この地域で模倣行為を引き起こしている。この項では、模倣の阻止における法的蓄積、法律および管轄当局の役割、ならびに投資家がいかにして模倣からの救済を得ることができるかについて論じる。

### 3.3.1. モロッコにおける侵害および模倣の実情

モロッコにおける模倣は、経済一般、とりわけ経済主体への脅威である。その取引高は、年間ほぼ130億ディルハムに達しており、現地の産業市場に多大な損失を与えている。これはまた、財政当局に10億ディルハムの欠損を生じさせ、年間30,000の雇用の損失を引き起こしている。これらの数値は、タンジェで行われた研究会で国立反模倣品・産

業財産権委員会(National Committee for Anti-Counterfeiting and industrial property: Conpiac)によって発表された模倣の経済的影響に関する調査からのものである。

模倣は、ほとんどすべての部門に影響する。これらの模倣品の出所は、主に中国、トルコ、スペインおよびインドである。模倣品は、湾岸諸国、主にアラブ首長国連邦の自由貿易地域を経由してきており、主な入国地点はカサブランカの港であるが、タンジェ地中海港などの他の港もかなり利用されている。特にモロッコ-アルジェリア国境内の医薬品に関しては、模倣および並行輸入もある。

### (a) 侵害の種類

法律第17-97号は、商標の不正使用が侵害とみなされる限りにおいて、広い意味における模倣を扱っている。

商標に影響を及ぼす様々な侵害を以下に示す。

- ✓ 所有者の許可のない商標の使用 (第154条a)
- ✓ 保護対象の商標と同一または類似の記号の使用 (第155条a)
- ✓ 商標の複製、および複製した商標の使用 (第154条a)
- ✓ 製品またはサービスへの商標の付加 (第154条a)
- ✓ 正式に付された商標の削除または修正 (第154条b)
- ✓ 商標の模倣、および模倣した商標の使用 (第155条b)

### (b) 規定法

- 2) 工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号 (9 Kaada 1420 の Cherifien 勅命第 1-00-91 号により公布 (2000 年 2 月 15 日))
- 3) 工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号を改正および補足する法律第 31-05 号 (15 Moharrem 1427 の Sherifien 勅命第 1-05-190 号により公布 (2006 年 2 月 14 日))

### (c) 救済手段

商標の所有者は、自己の商標が侵害されるリスクを減らすために、次のような手段を講じるべきである。

- 自己の商標を、自己の活動に関係する区分に出願するのみならず、今後 5 年以内に開発することを希望する別の活動に関係する区分にも保護を拡大する。

- 模倣品の輸入に対する予防手段として、税関に商標を登録する。
- 特に侵害行為が字訳の形をとることができる場合には、監視通知サービスに関心を払う。
- 消費者の意識の中で製品を会社に結びつけるために、時折、現地市場で商標を宣伝する。

#### (d) 管轄当局

##### (i) 産業財産権庁 *Office Marocain de la Propriete Industrielle et Commerciale-OMPIC*

第三者は、公報で公開された商標登録出願に対する異議を OMPIC に申し立てることができる。請求は、出願の公開から 2 ヶ月以内に提出されなければならない。

##### (ii) 手続き

OMPIC は、登録出願人への異議申立ての通知に責任を負う。当事者のいずれかから OMPIC へ伝達された情報は、系統的に他方当事者に通知される。両当事者には、主張および反論を提出する期間として 6 ヶ月を与えられる。この期間は、延長または中断することができる。

この期間が満了すると、OMPIC は、決定案を策定することにより異議申立てに判断を下し、この決定案は両当事者に伝達される。いずれの当事者も、15 日の猶予期間内に、決定案の内容および有効性に異議を唱え、これを争う権利を有する。この期限を過ぎると、決定案は最終的なものとなり、これに対抗する唯一の手段は、管轄裁判所、すなわちカサブランカの商事裁判所に上訴することである。

##### 異議申立手続きの期間の延長

異議申立期限は、次の三つの場合にさらに 6 ヶ月間延長することができる。

- 両当事者が、さらなる延長を行うよう共同で要請した場合
- 当事者の一方が請求した場合。ただし、承認は OMPIC の裁量による。
- 当事者の一方から提出された主張を詳細に検討するために、OMPIC が期限の延長を決定した場合

##### 異議申立手続きの期限の停止

異議申立ての処理は、次の三つの場合に停止することができる。

- 登録商標ではなく、商標登録の出願に異議が申し立てられた場合
- 商標が、取消訴訟などの訴訟の対象となっている場合
- 異議申立てに関与している両当事者の要請による場合

##### 異議申立ての取消し

異議申立ては、異議申立人が異議申立てを取り下げたとき、または異議申立てに根拠がなくなったとき、さらには両当事者が相互合意し OMPIC に通知することにより取り消される。

### (iii) 税関

様々な国際協定や二国間協定に則り、かつその与えられた特権により、税関当局「Administration des Douanes et Des Impots Indirect」（ADII）は、模倣の疑いのある物品の通関を国境で停止する権限および資格を与えられている。同じ権利は、商標の所有者に付与され、実際、モロッコにおける登録商標の所有者または専用使用权の保持者は、疑わしい模倣品が国境経由で入ってくることを禁ずるための要請書を、ADII に提出することができる。2012 年、ADII は、およそ 562 件の通関停止の要請を受け、一方税関は、自発的に 128 件の没収を行い、何百万点もの模倣品を通関停止にした。この数は、2006 年から絶えず増加しており、6 年間で ADII が扱った総件数は 2065 件に上り、通関停止は 369 件に達した。これらは、主に、国際的なブランドを付した運動靴、電化製品、化粧品および時計である。

#### a) 登録

登録商標は、模倣品に対する国境保護のために税関に登録することができる。この登録は、毎年更新される。提出する必要がある資料は、次のとおりである。

- 1- 権利保持者のために正式に作成された要請書
- 2- モロッコ領事館にて認証された確約書に加え、署名者の氏名および資格を明確に示す会社設立または定款の公証を受けた写し
- 3- 登録される商標の登録証明書の認証謄本
- 4- 正式に作成され、署名者の氏名および役職を示し、社印で捺印された委任状
- 5- 商標を付した物品の実物見本、または模倣品と比較して本物の製品を容易に特定することができるようにするリーフレット／パンフレット
- 6- 模倣品の原産地についての関係する情報（入手可能な場合）
- 7- 税関が適切な統計品目番号を割り当てることができるようにする、商標が実際に使用される正確な物品の仕様

#### b) 税関への申立て

商標の所有者または専用使用权の保持者は、税関当局「Administration des Douanes ET Des Impots Indirect」（ADII）に要請書を提出するものとし、要請書には、登録商標へのあからさまな侵害が生じているという証拠を明確に記載しなければならない。申立人は、この場合において立証負担を負う。法律の規定が市販を予定されている製品のみを考慮していること、ならびに法律第 31-05 号で承認された法律第 17-97 号の施行規則の第 176.7 条において「個人の荷物に含まれ、または私的および個人的使用向けに少量で送付される、個人的使用を予定されている製品は通関停止措置から除外されるものとする」ことを強調することは、非常に重要である。また、モロッコ領土内で登録されていない周知商標については、法律は、第 162 条において、周知商標の所有者は、自己の権利を侵害し、最終消費者に誤解を生じさせるおそれのある第三者の登録の取消しを請求

する権利を保持すると定めるが、法律では、税関の措置についての権利を付与する規定は定められていない。

### c) 税関の差押え手続き

立法者は、疑わしい製品の通関停止の条件を明確に規定している。通関停止の有効期間は、商標自体の登録の有効性に依拠して、1年以下である。第176.2条により、申立人である商標の所有者または専用使用権の保持者が次のいずれかの証拠を提出しない場合には、通関停止は10日以内に解除される。

- 予防措置が「裁判長」によって命じられたこと
- 訴訟が起こされていること、および侵害が認められなかった場合に生じる可能性のある賠償責任をカバーするために裁判所によって定められた担保金を申立人が支払っていること

申立人である商標の所有者または専用使用権の保持者は、司法上の措置の正当性を示した場合には、疑わしい製品に関するすべての関連情報（例えば、輸入者、輸出者、数量、原産国など）を入手する権利を有する。

第176.5条は、裁判所の決定によって侵害が認められた場合には、税関が製品を廃棄し、再輸出が認められないことを規定する。ただし、立法者は「廃棄が適用されない例外的状況」を認めているが、当該状況は明示されていない。反対に、裁判所が侵害の罪を認めなかった場合、製品は通関停止を解除され、輸入者は、生じた損害の金銭賠償について裁判所に求める権利を有し、税関は、これに責任を負う。第176.6条。

### (iv) 裁判所

侵害事件の場合、モロッコの法律は、法律第17-97号で言及され法律第31-05号で承認された第15条において、侵害については商事裁判所が唯一の管轄裁判所であることを規定する。民事訴訟では、原告は侵害訴訟を提起するのみならず、同時に不正競争法を利用する可能性もあるということを確認することは、非常に重要である。各段階の訴訟手続きの期間は、事件の複雑さにもよるが、およそ18ヵ月である。各段階の費用は、12,000.00米ドルから16,000米ドルである。

### a) 民事事件

#### 事件の性質

商事裁判所に提起することのできる事件の性質は、次のとおり規定されている。

- ✓ 異議申立手続きの範囲では異議申立人が満足できなかった商標庁の決定に対する上訴
- ✓ 商標の評判に損害を生じさせ、または商標の評判を悪用するもの
- ✓ 不正競争
- ✓ 製品または商標の類似性

## b) 刑事事件

### 事件の性質

刑事裁判所に提起することのできる事件の性質は、次のとおり規定されている。

- ✓ 狭義の模倣（第225.1条）
- ✓ 第三者が所有する商標を詐欺的に付すこと（第225.1条）
- ✓ 所有者の許可なしで商標を使用すること。消費者に誤解を生じさせることになる語または類似の記号の追加の場合も含む（第225.2条）。
- ✓ 製品が侵害商標を付している、または販売するために詐欺的に商標を付していることを知った上で、合法的な理由なくその製品を所持すること（第225.3条）
- ✓ 製品またはサービスが侵害商標を付している、または販売するために詐欺的に商標を付していることを知った上で、故意にその製品またはサービスを販売すること（第225.3条）
- ✓ 製品またはサービスが侵害商標を付している、または販売するために詐欺的に商標を付していることを知った上で、その製品またはサービスを販売すること（第225.3条）
- ✓ 製品またはサービスが侵害商標を付している、または詐欺的に商標を付していることを知った上で、その製品またはサービスを供給または供給を申し出ること（第225.3条）
- ✓ 登録商標を付した製品またはサービスを求められたが、登録商標を付したものではない製品またはサービスを故意に引き渡すこと（第225.4条）
- ✓ 模倣商標を付し、または詐欺的に商標を付した物品を輸入および輸出すること（第225.5条）
- ✓ 消費者を誤解させる意図で登録商標を詐欺的に模倣すること（第226.1条）
- ✓ 詐欺的に模倣された商標を使用すること（第226.1条）
- ✓ 誤解を生じさせる表示を付した登録商標を使用すること（第226.2条）。
- ✓ 詐欺的に模倣した商標を付していることを知った上で、合法的な理由なく製品を所持すること（第226.3条）
- ✓ 詐欺的に模倣した商標を付していることを知った上で、製品またはサービスを故意に販売すること（第226.3条）

### 手続き

#### a) 申立てまたは裁判所の令状

民事訴訟法（第33条、34条および35条）の規定に従って、裁判所の令状は、書面による請求の形式を取る必要がある。商標の所有者もしくは商標の排他的権利の保持者またはそれらの代理人として、申立人がこれに署名しなければならない。代理人は、弁護士か令状の代理人のいずれかとすることができる。

**b) 侵害の証拠: 侵害品の差押え**

模倣の証拠は、自白、説得力のある内容および日付の裏付け資料、文書、違法な品目の提示など、法律に従ってあらゆる方法で報告されなければならない。原則として、「模倣品の差押え」は、管轄商事裁判所の裁判長の承認後に限って実施することができる。模倣品の差押えは、現実の差押えまたは目録の作成による差押えとすることができる。

- ✓ 「現実の差押え」とは、模倣商標を付した製品に封印することをいう。
- ✓ 「目録の作成による差押え」とは、模倣商標を付した品目に関して執行吏によって作成された目録への記載をいう。

**c) 差押えを許可する命令**

模倣品の差押えは、商標の国内登録に適切に登録された登録商標の所有者、または登録の出願人、もしくは正式に登録された専用使用権の保持者が、排他的に請求することができる。しかるに、証拠を構成するためにはすべての違法な品目の差押えは必要ではなく、むしろ、見本のみの差押えには簡単な説明の請求で十分である場合があることを念頭に置く必要がある。

**d) 差押えの執行および結果**

執行は、専門家、さらには命令により明示的に認められている場合には検察官の立会いのもと、権限のある官吏、すなわち執行吏または事務官によって行われる。侵害品の差押えは、証拠を構成するものであり、通常、少し遅れて刑事または民事訴訟が続くべきである。そこで、法律第 17-97 号の第 222 条は、第 5 項において、「申立人が上記命令の執行日から最大で 30 日以内に訴訟を起こさなかった場合には、詳細の記載または差押えは無効になる。ただし損害賠償を妨げるものではない。」と規定する。

**e) 警察**

刑事手続きの一部として模倣品の司法調査が実施される場合、警察が介入する。警察は、経済および金融犯罪に加え、模倣品を販売する違法行為を調査するためにインターネット監視によりサイバー犯罪に立ち向かう、専門部隊を編成する。

**f) 王立憲兵隊**

王立憲兵隊の研究所は、2011 年に侵害事件に関する 8 件の申請を処理したが、1 年前は 30 件であった。これらの事件の 51% は、カサブランカからのものであり、運動靴、時計、化粧品および医薬品に関係するものであった。実際、王立憲兵隊は、予備調査または正式要請に対してしばしば法科学手段を用いる司法調査において、活動を行っている。

### 3.3.2. 調査

モロッコの法律は、公的な手段によるか、商標の所有者によるかを問わず、調査に対する権利を規定していない。

### 3.3.3. 不正競争

不正競争を規制するモロッコで最初の法律は、1913年に遡る。モロッコの立法者は、1913年8月12日の債務および契約法の第84条を留保した。しかし、この規定において、モロッコの立法者は、何が不正競争とみなされるかについてのわずかな定義のみを規定し、規制および救済手段については言及していない。法律第17-97号より前の救済手段は、差止命令（1916年知的財産法）または民事訴訟であった。しかし、第17-97号の改正法で、モロッコの立法者は、第184条および第18条において不正競争を定義し管理する明確な法律の条項を規定した。法律第17-97号の第184条は、「工業または商業分野における誠実な慣行に反する競争行為は、不正競争になる」と規定する。

禁止される行為には、以下が含まれる。

- ✓ いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品または工業上もしくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為
- ✓ 競争者の営業所、産品または工業上もしくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
- ✓ 産品の性質、製造方法、特徴、用途または数量について、その取引上の使用が公衆を誤らせるような表示または主張

これらの規定は、「不正競争」と題するパリ条約の第10条の2の規定と同一のものである。

さらに、モロッコの企業間の競争はまた、自由価格および競争に関する法律第6-99号（2010年の法律第30-08号、2011年の法律第31-08号、および2014年の法律第104-12号により改正および完成）によって規定されている。同法は、競争抑止的行為を定義および禁止し、対応する救済手段を定める。

## 3.4. 事例研究

### 1. 民事訴訟：商事裁判所

#### • 訴訟の概要

A社は、1986年に、第30類で保護対象国の一つにモロッコを指定して、商標「FATIZO」をWIPOに登録している。

**B 社**は、2012年に、組み合わせた商標「FATIZO & Device」を同じく第30類で商標庁に登録した。

**A 社**の現地の知的財産代理人は、商標庁の公報での商標「FATIZO & Device」の公開後、クライアント（**A 社**）に監視通知を送付した。

**A 社**は、以下を根拠に、商標に異議を申し立てた。

- 商標は、国際登録によって、モロッコにおける優先権を享受している。
- 両商標は、商標の主要な要素である語「FATIZO」において類似している。
- 両商標の対象区分は同一である。

商標庁は、**A 社**から申し立てられた異議申立てを認める決定を下し、**B 社**の商標を拒絶した。

出願人は、商標庁の決定に対して法定期間内に商事裁判所に上訴した（商標庁の決定に対する上訴は、法律第17-97号で言及され法律第31-05号で承認された第15条において規定されるモロッコの法律に従って、商事裁判所に提出すべきである）。上訴は、以下の事実に基づくものであった。

- **FATIZO** は一般名であり、誰でもこれを使用することができ、この名称に対して排他的権利は付与されない。
- **B 社**によって出願された商標は、図案によって区別される。

**A 社**の弁護士は、以下のとおり上記事実を否定して、**A 社**の言い分が正しいと主張した。

- **A 社**は1986年に自社の商標を登録しており、自社の商標を有効に維持するために必要な更新を行っている。
- **A 社**の商標の目立つ要素は、疑いなく「FATIZO」という語である。
- この商標はモロッコで使用されており、多くの国で登録され使用されているために周知商標である。モロッコ王国が署名したパリ条約の第6条は、そのような周知商標を保護している。
- 両商標が属する区分は同一である。
- 両商標間の商標と物品との間の類似性は、消費者に混同を生じさせ、**申立人 A**の評判を低下させる可能性もある。

両当事者の主張に基づいて、ならびに商標に関するモロッコの法律第17-97号の規定およびパリ条約を考慮し、裁判所は、**申立人 A**を支持し、それゆえ**B 社**の出願を取り消す判決を下した。

この訴訟の手続きの期間は 14 ヶ月（9 回の審理）であり、**A 社**が負担した費用は総額 11,800.00 米ドルであった。

商標の所有者および出願人は、自己の製品またはサービスの品質および評判を傷つけるおそれのあるあらゆる種類の侵害を避けるために、自己の商標を関係のある国で登録するだけでなく、商標を監視し続ける手段による監視通知サービスに投資することが重要である。

## 2. 刑事訴訟：商事裁判所

既製品のトランクおよび革製品、靴、時計、宝石、アクセサリ、サングラスなどを専門に扱っている非常に有名なフランスのファッション・ハウス企業（ここでは、**A 社**という）は、モロッコおよびその他多くの国において自社のブランドを保護するために、第 3、6、8、9、13、14、18、20、21、24、25、28、34 類に国際および国内の多くの登録を有していた。保護されている商標の一つは「LV」である。この会社はまた、模倣品に取り組むために自社の商標を税関に登録している。

税関は、**B 社**が「LV」ブランドを付した同じデザインの大量のサングラス・ケース、サングラス、財布を入れたコンテナを輸入したことを、**A 社**が指定した代理人を通じて **A 社**に知らせた。**A 社**が製品の当該輸入を許可しておらず、**B 社**と販売契約を締結していないことから、この輸入は、法律第 17-97 号の第 201 条、第 154 条および第 155 条により罪に問われる。

**A 社**は、**B 社**を相手取って刑事訴訟を起こした。裁判所からの命令に引き続き、執行吏によって輸入に関係する港で目録の作成による差押えが処理された。製品は、裁判所の判決が出されるまで差し押さえられた。

陳述書において、**A 社**は裁判所に以下を請求した。

- 「LV」ブランドを付した模倣品の輸入または使用を禁止し、通知の日から 1 日につき 5,000.00MAD の罰金を課すこと
- 差し押さえたすべての模倣品を **B 社**の費用で廃棄すること
- **A 社**に損害の填補金として 25,000.00MAD を支払うよう **B 社**に命じること

各当事者が主張および証拠を提出した数回の審問後、裁判所は、以下に基づいて判決を下した。

- 両当事者の主張
- 税関の報告書
- 執行吏の目録の作成による差押え
- 裁判所に提出された見本

裁判所の判決は、以下のとおり述べる。

- 事実としての模倣は、証拠によって証明される。
- **B 社**は、損害について総額 20,000.00MAD の罰金を支払わなければならない。
- **B 社**は、上記ブランドを付した模倣品を輸入し、または使用しないよう命じられ、この裁判所の判決の日以後は各侵害につき 3,000.00MAD の罰金を課される可能性がある。
- 執行吏の差押目録により差し押さえられたすべての模倣品を、**B 社**が廃棄費用を負担して廃棄する。
- **A 社**が選択する現地の二つの刊行物に、**B 社**の費用負担で裁判所の判決を公表する。

この訴訟の手続きの期間は 20 ヶ月（15 回の審問）であり、**A 社**が負担した費用は総額 17,600.00 米ドルであった。

商標の所有者は、模倣が製品またはサービスの品質および評判に損害を与える災難であることを知るべきである。これらの所有者にとって、次のような手段によって侵害のリスクを減らすことが重要である。

- 商標を税関に登録する。
- OMPIC の公報を通じての商標の監視に責任を持ち、さらに模倣品を特定するために現地市場を監視し続ける現地の知的財産代理人を通して、商標および製品を監視する。

## 4. 特許

### 4.1. 法規則

#### a) 規定法

モロッコの特許は、2000 年法律第 17-97 号（2006 年の法律第 31-05 号により改正および補足）で規定する。国内法に加え、モロッコは、いくつかの特許に関する国際的な条約、議定書および協定の加盟国になっている。

#### b) 国際条約、議定書および協定

条約	締結日
特許協力条約（PCT）	1999 年 10 月 8 日
特許法条約（PLT）	2000 年 6 月 1 日
国際特許分類に関するストラスブール協定	1971 年 3 月 24 日
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）	1994 年 4 月 15 日
工業所有権の保護に関するパリ条約	1917 年 7 月 30 日
特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約	2011 年 7 月 20 日

## 4.2. 手続きの概要

特許出願は、次のいずれかで行うことができる。

- PCT 出願（特許協力条約）
- 原出願（パリ条約）
- 国内出願
- 追加出願

モロッコにおける特許出願の手続きは、国内特許および PCT 特許と同じである。ただし、出願の提出期限は異なり、これは非常に重要であるとみなされる。各種出願の提出期限は、以下のとおりである。

- PCT 出願            国際出願日から 30～31 ヶ月
- 原出願             優先日から 12 ヶ月
- 国内出願            いつでも可

### a) 出願手続き

モロッコで提出するすべての特許出願は、OMPICに提出しなければならない。モロッコの現地の規則に基づく実在する有効な工業および商業団体または法人を有しない出願人は、モロッコにおいて出願人に代わって特許を出願および管理する、在住の知的財産弁理士、弁護士または専門家を指定しなければならない。モロッコ在住の市民および外国人については、出願は、自らの手で直接OMPICに提出することができる。

特許出願は、次の書類で裏付ける必要がある。

- 1- 発明の明細書
- 2- 請求項一覧
- 3- 発明の技術的内容の要約
- 4- 発明の理解に必要な図面
- 5- 様式 B1：記入すべき主要な情報（出願人名、住所、法的地位）、特許の性質、国際出願日（該当する場合）、優先日（該当する場合）、発明者名および住所
- 6- 正式に署名捺印された委任状。署名者の氏名および資格を記載する必要がある。
- 7- 出願人が発明者ではない場合には、モロッコの領事館にて認証された発明者からの譲渡証書
- 8- 原特許の場合：原特許出願の場合には優先権書類の認証謄本
- 9- PCT 特許の場合：
  - 公開された国際出願の写し

- 国際調査報告の写し
- 特許性に関する国際予備報告の写し

#### **b) 特許出願の審査**

モロッコにおける特許は、方式審査のみを受ける。方式審査が完了すると、その後特許が付与される。ただし、特許出願が法律第17-97号の第31条3項で言及する条件を満たしていない場合には、登録官はこれを拒絶する可能性がある。同条項は、特許の出願は、登録願書または要件に従って要求された書類を出願日から3ヵ月以内に提出しなかった場合、および料金の不払いという二つの主な理由で拒絶されると規定する。

#### **c) 特許の付与の決定**

認められた特許は、（法律第17-97号）第44条の1項の規定に従って出願日または優先日から18ヵ月後に公開される。OMPICはその後、同法の第48条に従って特許証を発行する。

モロッコにおいて、特許は、技術的または経済的価値にかかわらず付与される。特許制度は先願主義であり、付与は、方式審査および法律の規定の遵守を条件とする。

#### **d) 特許証**

特許証が発行されると、出願人またはその代理人に引き渡される。特許証の詳細な番号および日付は、その後特許国内登録簿に記載される。その後特許は国内目録で公開される。特許が付与されると、第三者は特許明細書、請求項および図面または追加証明書の写しを入手することができる。

#### **e) 権利の有効性および維持**

出願人は、特許の保護期間中、権利の維持のために年金を支払う必要がある。特許は、出願日から20年間、またはPCT出願の場合には国際出願日から20年間有効である。特許年金は、毎年応答日に支払期限が到来する（2012年6月21日決定第06/2012号）。期限内に支払われない場合、モロッコの法律は、支払遅延に対する罰金を条件に、6ヵ月の猶予期間を付与する。さらに、猶予期間後に料金が支払われなかった場合に、出願人は、特許に対する権利の回復を請求することができる。この場合、請求は、不払いの不可抗力事由を記載する登録官に提出される。

### **4.3. PCT 特許と原特許の違い**

PCT および原特許は、出願されるとモロッコにおいて同一の保護を享受する。この二つの違いは、上述した提出期限である。

### **4.4. 展示会の会期中における一時的保護**

第187条の規定は、パリ条約加盟国での展示会の会期中に特許の一時的保護を付与する。保護期間は、展示会初日から6ヵ月間である。

## 4.5. 権利行使

### (a) 特許侵害：定義

法律第 17-97 号で規定するように、特許侵害に対して訴訟を起こす意図のある人は、有効な特許を付与されていなければならない。言い換えれば、その特許が、支払期間内または付与された猶予期間（すなわち支払期限から 6 ヶ月）内の年金不払いに対する特許の失効に関する第 82 条および第 83 条に該当してはならない。特許の特許国内登録はまた、出願人または侵害における原告が権利保持者であるか、特許の使用を許可された人であるかを問わず、出願人または原告の資格を定める。

付与された特許または追加特許の保持者は、立証責任を負い、あらゆる手段で侵害を証明しなければならない。裁判長は、侵害、その出所および侵害の程度についての必要な調査を行うために、執行吏または裁判所事務官および最先端分野における適格な専門家を任命することができる（第 211 条）。

裁判所は、侵害品、さらには侵害品の生産に使用される材料の差押えを命じる場合がある。差押品の価格は、勝訴した者への損害賠償額を決定する上で考慮される。

出願中の特許の場合、侵害訴訟は、特許の付与まで停止される。

第 213 条、第 214 条、第 215 条、第 216 条および第 217 条は、特許侵害に関する制裁規定を定める。制裁措置は、懲役刑、罰金、および模倣品の廃棄である。制裁措置は、侵害の程度および種類によって異なる。

模倣行為には、直接侵害と間接侵害という二つの区分がある。直接侵害行為は、生産、販売、所持など、侵害者に関する行為である。間接行為は、もともとの侵害者以外の人によって行われる行為であり、これらの行為には、侵害品の使用や販売のための申し出がある。

法律は、直接損害者のみならず、模倣品の隠匿、模倣品の販売のための申し出、侵害品の販売、輸出または輸入に故意に関与した他者にも制裁措置を課す。さらに、法律の規定により、侵害を行った従業員、ならびに特許で記載された工程および手順を知った後で侵害者に協力した従業員は罰せられる。

各段階の訴訟手続きの期間は、事件の複雑さにもよるが、およそ 18 ヶ月である。各段階の費用は、12,000.00 米ドルから 16,000 米ドルである。

### (b) 救済手段

特許所有者は、自己の特許権が侵害されるリスクを減らすために、次のような手段を講じるべきである。

- 登録される予定の類似の特許を特定するために、監視通知システムを通じた特許の追跡調査を代理人に委託する。
- 市場で定期的に類似製品について監視を行うために、特許明細書から得られる可能性のある（可能な場合）発明および製品を、現地の代理人に説明する。
- 侵害が特定され、訴訟が開始した場合には、他の侵害の企てをとどまらせるために、高額の損害賠償を請求して、現地メディアでそのことについて伝達する。

### (c) 管轄当局および司法制度

侵害訴訟は、発明の権利および発明が対象となる特許についての紛争の一部であることから、主な侵害訴訟は民事訴訟であるが、同時に刑事訴訟の余地も残している。

法律第 17-97 号の第 15 条は、同法に定める行政上の決定を例外として、同法の適用から生じた紛争には商事裁判所が専属管轄権を有すると規定する。

### 4.6. 無効

法律第17-97号の第85条は、裁判所が特許の無効の判決を下すことになる条件を列挙する。追加証明書については、上記の無効の条件は第17.6条に列挙する。上記条項の規定に従い、第三者は、条件が満たされたとき（いくつか例をあげると、特許の主題に特許性がないとき、特許明細書が当業者に特許の実施を可能にする詳細を欠くときなど）、無効を請求することができる。検察官は、特許の無効を請求する事件の当事者として訴訟に参加し、特許全体を無効にするために召喚状を提出することができる。同法第88条により、追加証明書の有効性は、原特許が無効になったことによって影響を受けない。

### 4.7. 医薬品

1916年の旧知的財産法の下では、医薬品は、上記法律の規定により特許取得の対象とならなかった。しかし、世界貿易機関（WTO）への加盟後、モロッコは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）を遵守しなければならなくなった。1996年6月、モロッコは、医薬特許の保護のためのシステムを必要とするTRIPS協定の第70.8条を批准した。それゆえ、2000年の新たな法律第17-97号は、医薬特許の保護を可能にしている。

施行されている法規則に従って販売認可の対象となる医薬品の特許有効期間は、国内／国際出願日から20年間である。保護期間は、特許所有者またはその代理人の請求により、必要な料金の納付後に延長することができる。延長期間は、モロッコの市場における販売認可の付与の想定日から、実際の付与日までの日数に等しい。延長の請求は、製品（医薬品）が販売認可を付与された日から3ヵ月以内に、出願人またはその代理人が提出することができる（第17.2条）。

### (1) 侵害

医薬品の模倣は、モロッコでは今のところ重大な問題ではない。モロッコでは、現地市場における模倣医薬品の浸透がないことを保証する巡回により、国際基準に従って現地消費の 70%というかなりの現地生産がある。モロッコは、ヨーロッパの法律に大きな

刺激を受けた厳格な医薬法を有している。モロッコは、国際的に模倣医薬品に対処する唯一の法的手段である、公衆衛生への脅威を伴う医薬品の模倣および同様の犯罪に関する欧州評議会条約（MEDICRIME 条約）<sup>10</sup> の加盟国である。

## (2) リンケージ

新たな特許法の施行、モロッコの WTO への加盟、および TRIPS 協定の第 70.08 条の批准に至るまで、ジェネリック医薬品の市販は、既存の原特許を理由とする規制の対象ではなかった。モロッコにおける医薬品および薬局の活動を規定するために、法律第 17-04 号を公布する 2006 年 11 月 22 日の Sherifien 勅命第 1-06-151 号が制定された。新たな医薬品法は、モロッコ市場にジェネリック医薬品が置かれ、販売されることに対処し、これを規定している。この法律は、販売認可を出すために、ジェネリック医薬品の生物学的等価性を求めた。さらに、この新たな法律は、諸外国と締結した二国間貿易協定を考慮に入れて、市場の要求を取り入れるために、ジェネリック医薬品に関する新たな規定を公表した。これらの二国間協定は、知的財産権保護の厳格な要件を伴うものであり、モロッコは、その要件を満たすように既存の法律を改正し制定した。法律第 17-04 号の第 16 条は、ジェネリック医薬品の販売を希望する組織は、販売認可を求める申請の準備を行うために、対照薬剤に関する特許の失効前にこの対照薬剤のすべての実験および試験を実施することができると規定する。同条は、ジェネリック医薬品の販売は、ジェネリック医薬品の特許がパブリック・ドメインとなったときのみ、認可され、有効となると明確に規定している。

### 1. 事例研究

**A 社**は、1992 年に出願された国際特許の所有者であり、モロッコにおける国内段階への移行は 1995 年に申請された。発明は、発熱体を備えた電熱装置からなる。**A 社**は、モロッコに販売店を有し、この販売店を通じて発明に直接関連する製品を販売している。

**B 社**は、**A 社**が製造した製品の販売店である。

**A 社**は、輸入が前年比 40%減少し、**B 社**の売上高が減少したことに気付いた。

**A 社**は、この減少の原因を明らかにするために、モロッコ市場の非公式調査を開始した。調査によって、**B 社**が別のブランドを付した同じ製品を安く販売していることが明らかになった。実際、**B 社**は、**A 社**の特許から得られた同じ製品の製造を開始していた。

**A 社**は、特許侵害、および不正競争につながる不誠実についての訴訟を開始した。

両製品（**A 社**のオリジナルと、相手方が製造した製品）の見本について、裁判所によって目録の作成による差押えが要求された。同様に裁判所によって要求された鑑定により、

<sup>10</sup> MEDICRIME は、公衆衛生への脅威を伴う医薬品の模倣および同様の犯罪を阻止することを意図する刑法の枠組みの条約である。

この製品が、法律第 17-97 号に基づいて保護されている特許と同一であり、これから得られたものであることが明らかになった。

各当事者が主張および証拠を提示した数回の審理の後、裁判所は、以下に基づいて判決を下した。

- 両当事者の主張
- 執行吏の目録の作成による差押え
- 裁判所に提示された見本
- 鑑定報告書

裁判所の判決は、次のとおりである。

- **A 社**の所有する特許の侵害が存在する。
- **B 社**が **A 社**の販売店であったことから、**B 社**の不誠実が存在し、これは証拠によって証明される。
- **B 社**は、総額 250,000.00MAD の損害賠償金を **A 社**に支払わなければならない。
- **B 社**は、**A 社**の特許出願に関する製品を製造し、または使用しないよう命じられ、この裁判所の判決の日以後は 5,000.00MAD の罰金を科されるおそれがある。
- **B 社**が保持しているすべての模倣品を廃棄する。
- **B 社**の費用負担により、**A 社**の選択する二つの刊行物に裁判所の判決を公表する。

この訴訟の期間は 11 ヶ月（8 回の審理）であり、**A 社**が負担した費用は総額 19,150.00 米ドルであった。

発明の侵害を減少させるために、とりわけ製品がモロッコで商品化されている場合には、現地の知的財産代理人または十分な自覚ある販売店の役割が非常に重要である。発明の商業的な悪影響を生じさせる、発明またはそれに関する製品の品質に損害を与えかねないリスクを特定するためには、現地のビジネスの監視は、特許の所有者にとって根本的なものである。

## 5. 意匠

---

### 5.1. 法規則

#### c) 規定法

工業意匠は、保護領時代にモロッコで採用された最初の知的財産法の制定から、モロッコの知的財産法に存在した。今まで記載した知的財産権のすべての局面と同様に、工業意匠は、現在、2000 年の法律第 17-97 号（2006 年の法律第 31-05 号により改正および補

足)によって規定されている。国内法に加え、モロッコは、意匠関連の様々な国際条約および協定の加盟国になっている。

**d) 国際条約、議定書および協定**

条約	モロッコの加盟日
工業意匠の国際登録に関するハーグ協定	加盟：1930年9月9日 施行：1930年10月20日
工業所有権の保護に関するパリ条約	加盟：1917年2月27日 施行：1917年7月30日
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)	1994年4月15日

## 5.2. 登録手続きの概要

### a) 出願手続き

工業意匠出願は、OMPICに提出される。モロッコの現地の規則に基づく実在する有効な工業および商業団体または法人を有しない出願人は、モロッコにおいて出願人に代わって工業意匠出願を提出および管理する、在住の知的財産代理人、弁護士または専門家を指定しなければならない。モロッコ在住の市民および外国人については、出願は、自らの手で直接OMPICに提出することができる。

工業意匠の出願は、次の書類で裏付ける必要がある。

- 様式D1：出願人および出願の詳細（名前、住所、法的地位、優先権）を記載し、完成されたもの
- 簡潔な書面による説明を付けた図または写真による複製3部
- 出願人の第三者への委任状（出願人が会社、または別の人によって代理される自然人の場合）
- 優先権の請求の場合には、本国登録の認証謄本
- 公式出願料

工業意匠出願には、意匠が相互に関連していることを条件に、最大 50 の意匠を含めることができる。出願人は、書類を完成させるために 60 日間の猶予期間を付与され、当該猶予期間中、書類を提出することができる。

### b) 審査および付与

工業意匠は、実体審査の対象とはならない。方式審査のみが行われる。工業意匠の出願が拒絶されない場合、この意匠権が付与され、工業意匠の国内登録が行われる。登録日は出願日である。以下は、法律によって与えられる保護の対象とはならない。

- 1- 公序良俗に反する工業意匠に加え、第 135 条(a)以下で言及する肖像、記号、頭字語、名称、勲章、紋章および通貨を再現する工業意匠（ただし、管轄当局がその使用を許可した場合はこの限りではない）。

工業意匠の国内登録が行われると、当該意匠は公報で公開される。

工業意匠は、5 年間有効であり、同じ期間について連続して 2 回更新することができる。それゆえ、工業意匠は、出願日から 15 年後にパブリック・ドメインとなる。意匠の更新出願は、有効期限前の 6 ヶ月間内に提出すべきである。遅延更新については、追加料金を条件に、6 ヶ月間の猶予期間が付与される。

第 187 条の規定は、パリ条約加盟国内での展示会の会期中、工業意匠に一時的保護を付与する。保護期間は、展示会初日から 6 ヶ月間である。

### 5.3. 権利行使

#### a) 侵害

工業意匠の侵害に対する手続きには、刑事と民事（それぞれ第221条と第219条および第220条）の二つの態様がある。各段階の訴訟手続きの期間は、事件の複雑さにもよるが、およそ18ヶ月である。各段階の費用は、12,000.00米ドルから16,000米ドルである。

民事手続き：工業意匠の権利所有者は、立証責任を負い、あらゆる手段で侵害を証明しなければならない。裁判長は、侵害、その出所および侵害の程度についての必要な調査を行うために、執行吏または裁判所事務官および最先端分野における適格な専門家を任命することができる（第 211 条）。

裁判所は、侵害品、さらには侵害品の生産に使用される材料の差押えを命じる場合がある。差押品の価格は、勝訴した者への損害賠償額を決定する上で考慮される。

刑事手続き：侵害の場合、第 221 条の規定により、25,000.00MAD 以上 250,000.00MAD 以下の罰金が科される。ただし、原告の従業員による侵害に関して言えば、制裁はより厳格な、50,000.00MAD 以上 250,000.00MAD 以下の罰金および 1 ヶ月以上 6 ヶ月以下の懲役である。裁判所は、侵害品およびその製造に使用される材料の廃棄を命令することもできる。

#### b) 救済手段

意匠の所有者は、自己の意匠権が侵害されるリスクを減らすために、次のような手段を講じるべきである。

- 登録される予定の紛らわしい意匠を特定するために、監視通知システムを通じた自己の意匠の追跡調査を代理人に委託する。
- 現地の市場において、および特に電子商取引概念の発展に伴いインターネットでの検索を通じて、意匠の潜在的な侵害の調査を実施する。

- 保護をより強化するために、可能であれば意匠を商標としても登録する。

### c) 管轄当局

法律第 17-97 号の第 15 条は、同法に定める行政決定を例外として、同法の適用から生じた紛争には商事裁判所が専属管轄権を有すると規定する。

#### 1. 事例研究

革製品を専門に扱っているフランスの有名なファッション・ハウス企業、**A 社**は、1916 年の法律に基づいて、1997 年に国内商標を登録している。商標の意匠は、茶色とベージュの特別の均等な形から成っている。

**B 社**は、2001 年に、**A 社**と同じ特別の均等な形から成る、別の色の意匠を出願した。**A 社**の現地の知的財産代理人は、OMPIC のウェブサイトを通じて **B 社**によって出願された意匠を確認し、製品の商品化が不正な会社によって開始されたのか否かを特定するために、現地市場で調査を開始した。

**A 社**は、**B 社**を相手取って商事裁判所に不正競争に係る訴訟を起こすと共に、同法の第 204 条に従って差押え請求を行った。

執行吏は、**B 社**によって製造された、問題になっている意匠を付した製品の目録の作成による差押えを開始した。執行吏の報告書は、差し押さえられた製品が **A 社**の商標と同じ意匠を別の色で表していることを強調する。

**B 社**は、次の事実に基づいて、裁判所に自社の主張を提出した。

- **A 社**が 1997 年に出願した商標の意匠と問題の意匠との間には、明らかな色の違いが存在する。
- 両社間の出願形式には、意匠と商標という違いがある。
- 商標庁は両方の登録を認めており、意匠に対して異議は申し立てられなかった。
- 販売される製品は、いかなる方法でも **A 社**について触れていない。

数回の審理が行われ、そこで両当事者はそれぞれの主張と証拠を提出した。

その後、裁判所は、以下に基づいて判決を下した。

- **B 社**が出願した意匠登録の取消し、および意匠の公式登録の撤回
- **B 社**は、製品における問題の意匠の使用を禁じられ、裁判所の判決日以後は各侵害について 500.00MAD の罰金を科されるおそれがある。
- **A 社**が選択する現地の二つの新聞／刊行物に裁判所の判決を公表し、その費用は **B 社**が負担する。

この訴訟の手続きの期間は 8 ヶ月（6 回の審理）であり、A 社が負担した費用は総額 12,540.00 米ドルであった。

意匠の保護のためには、現地の知的財産代理人の役割が非常に重要となる。この代理人の役割は、第三者によって出願された意匠および商標を定期的に追跡調査し、市販されている製品について同様または同一の意匠（および商標）を捜すことである。侵害のリスクを最小化し、意匠の所有者の投資に直接影響を及ぼしうる結果を減らすために、これらの代理人と協力することが望ましい。

## 6. 実用新案

---

1938 年の法律は、実用新案およびそれらの知的財産規定に関する条項を有していた。しかし、モロッコの新たな法律第 17-97 号（法律第 31-05 号によって改正）において、同法による知的財産の保護は、商標、特許、工業意匠、役務商標、商号、地理的表示、原産地呼称、および不正競争の禁止に及んでいる。実用新案は、1938 年 10 月 4 日の法律に基づいて行われた出願の承認および保護について述べた、新たな法律の第 236 条および第 237 条において簡単に採りあげられており、新たな法律は、旧制度による地域的な保護の代わりに、保護を王国全体のレベルで有効に維持する。

実際の条項および実務により、実用新案は特許として保護されている。モロッコでは法律の新たな計画が協議されており、上記では、実用新案をモロッコの知的財産法で保護および規定される知的財産権の定義に含める予定である。

## 7. トレード・シークレット

---

トレード・シークレットはすべて、会社が所有する経済的および戦略的な付加価値である。これには、会社が自己の事業活動および市場における競争力のために使用するすべての製造およびイノベーションのプロセスが含まれる。トレード・シークレットには、「工業」、「商業」、「取引」および「製造」の局面におけるすべての秘密が含まれる。モロッコにおいて、トレード・シークレットおよびその規定に関する特別の直接的な措置は存在しない。

民法において、トレード・シークレットは、会社の全関係者が尊重しなければならない職業上の秘密の一部とみなされる。職業上の秘密の開示は、職業上の重大なミスとみなされる。製造上の秘密の開示の試みおよび開示は、第 447 条で規定されている。そのような行為は、禁固および罰金で処罰される。処罰の条件は、秘密が外国人または外国に居住しているモロッコ国民に対して開示された場合には、2 年以上 5 年以下の禁固および 200MAD 以上 10,000MAD 以下の罰金、そして秘密がモロッコ居住者に対して開示された場合には、3 ヶ月以上 2 年以下の禁固および 200MAD 以上 250MAD 以下の罰金である（刑法 1-59-413）。

モロッコの立法者によって示された上記救済手段に加え、トレード・シークレットは、モロッコが TRIPS 協定に加盟していることから、同協定でも保護される。それゆえ、トレード・シークレットは、厳密な守秘義務の対象となる商業的価値を有する秘密の情報に保護が適用されなければならないと規定する、TRIPS 協定の第 39.2 条に基づく保護の対象となる。同協定は、秘密情報を有する人が、その同意を得ていない他者による秘密情報の開示および秘密情報の使用を防止する手段を有しなければならないことを求めている。

## 8. 一般的な助言

---

モロッコ王国は、人的資源の潜在能力、天然資源、地理的位置のいずれによるかにかかわらず、大きな投資機会を提供し、また、法的蓄積を国際的な基準および水準まで大いに改善している。知的財産権に関する法律は非常に厳密に規定されているが、私たちは、知的財産権が最終消費者までまだ完全に理解されていない社会においては、上記法律の実施は非常に困難であるという結論に達せざるを得ない。世界の経済地図内において戦略的地位を獲得するという官僚の意思が、民間、半行政、行政、NGO を問わずすべての団体に、熟考に参加し、模倣との戦いに努力するよう働きかけている。それにもかかわらず、これらすべてのシンクタンクおよびこれらすべての法律は、関係政府機関に必要な専門的知識が不足しているという事実のために、まだ十分に活用されてはおらず、これが、モロッコ王国においてのみならず、先進国とみなされているいくつかの国においてでさえ、私たちが直面する問題となっている。

今日、法律を制定するのみならず、同時に、裁判所、税関、警察、王立憲兵隊を問わず、様々な政府機関に、この世界的な模倣との戦いにおいて効果的に役割を演じるための正しい手段および知識を備えさせることが必要である。とりわけ、モロッコの経済は、外国資本に頼っており、知的財産権は、金銭面に加え、最終消費者の目に映る製品および会社の非常に基本的なイメージに結び付く重要な資産である。

最後に大切なことを付け加えると、立法者は訴訟を非常に重要視しており、頼みとする手段は民事、刑事両方の訴訟であるが、私たちは今や現実の問題に対処しなければならない。裁判所に関して言えば、まず、手続きに非常に長い期間がかかり、次に、知的財産権に関する知識が明らかに不足している。おそらく、モロッコ王国における専門の知的財産裁判所について検討すべき時なのであろう。



<b>4. TYPE DE LA MARQUE :</b>	
Marque collective <input type="checkbox"/>	Marque collective de certification <input type="checkbox"/>
Organisme certificateur (cas de marque collective de certification) :	
<b>5. PRODUITS ET SERVICES POUR LESQUELS L'ENREGISTREMENT DE LA MARQUE EST DEMANDE:</b>	
<b>PRODUITS ET SERVICES DESIGNES (détail selon la Classification de Nice) <sup>3</sup></b>	<b>CLASSES</b>
<sup>3</sup> En cas d'insuffisance de place, utilisez l'imprimé suite « MS » et cochez la case <input type="checkbox"/>	
<b>6. REVENDICATION DE PRIORITE(S) <sup>4</sup> (le cas échéant):</b>	
N° de dépôt :	Date : Pays :
Acte(s) affectant la jouissance du droit de priorité, le cas échéant    oui <input type="checkbox"/> non <input type="checkbox"/>	
Revendication de priorité pour l'ensemble des produits et/ou services. <input type="checkbox"/>	
Revendication de priorité pour les produits et/ ou services suivants <sup>4</sup> :	
<sup>4</sup> En cas d'insuffisance de place, utilisez l'imprimé suite « MS » et cochez la case <input type="checkbox"/>	
<b>7. REFERENCES DU CERTIFICAT DE GARANTIE (le cas échéant) :</b>	
N° :	Date :
Lieu de délivrance :	Exposition(s) :
<b>8. MONTANT DES DROITS EXIGIBLES (en DH TTC) :</b>	
Droits exigibles de dépôt payés pour dix ans (1 classe) :	<b>1440</b>
Droits exigibles d'enregistrement par classe supplémentaire de produits et/ou services désignés : 180 DHS x (nombre de classes)	
<b>Total</b>	
<b>PIECES JOINTES :</b>	
<input type="checkbox"/> 1- Quatre reproductions du modèle de la marque en noir et blanc	
<input type="checkbox"/> 2- Quatre reproductions du modèle de la marque en couleur, le cas échéant	
<input type="checkbox"/> 3- Film	
<input type="checkbox"/> 4- Pouvoir du mandataire, le cas échéant	
<input type="checkbox"/> 5- Copie officielle du dépôt antérieur, le cas échéant	
<input type="checkbox"/> 6- Autorisation de revendiquer la priorité donnée par écrit par le propriétaire de la demande antérieure, le cas échéant	
<input type="checkbox"/> 7-Copie du règlement d'usage régissant l'emploi de la marque collective ou de la marque collective de certification, le cas échéant	
<input type="checkbox"/> 8- Autorisation des autorités compétentes, le cas échéant lorsque la marque reproduit les effigies, sigles	
<input type="checkbox"/> 9- Justificatif de l'acquittement des droits exigibles	
<input type="checkbox"/> 10- Certificat de garantie	
Nombre de pages y compris celles-ci :	
<b>SIGNATURE DU DEPOSANT OU DE SON MANDATAIRE :</b> (nom et qualité du signataire)	Demande présentée le <sup>5</sup> :  <sup>5</sup> doit être renseignée au moment du dépôt



8. REVENDICATION DE PRIORITE(S) <sup>3</sup> (le cas échéant):				
	N° de dépôt	Date	Pays	Acte <sup>4</sup>
Priorité 1				<input type="checkbox"/>
Priorité 2				<input type="checkbox"/>
Priorité 3				<input type="checkbox"/>
<sup>3</sup> En cas d'insuffisance de place, utilisez l'imprimé suite « BS » et cochez la case <input type="checkbox"/>				
<sup>4</sup> Acte affectant la jouissance du droit de priorité, le cas échéant				
9. REFERENCES DU CERTIFICAT DE GARANTIE (le cas échéant) :				
N° :		Date :		
Lieu de délivrance :		Exposition(s) :		
10. MONTANT DES DROITS EXIGIBLES :				
		<b>Tarif normal (TTC)</b>		<b>Tarif réduit (TTC)</b> <sup>*</sup>
<b>Droit de dépôt et de publication de brevet</b>		2100		840
<b>Complément pour publication de revendication additionnelle dépassant 10 revendications</b>		480 par revendication		192 par revendication
<b>Annuités payables à la date d'entrée en phase nationale PCT</b>		600 par annuité		240 par annuité
<b>Rapport de recherche et opinion sur la brevetabilité (facultatif) :</b> Oui <input type="checkbox"/> Non <input type="checkbox"/>		6000		2400
<b>TOTAL TTC (en dhs)</b>				
* Tarif applicable aux personnes physiques, universités ; établissements d'enseignement et aux PME (conformément aux critères de la charte des PME), qu'elles soient nationales ou étrangères (pays bénéficiaires de la réduction au titre du PCT)				
PIECES JOINTES :				
<input type="checkbox"/> 1- Description de l'invention (en double exemplaires), nombre de pages ..... <input type="checkbox"/> 2- Revendication(s) (en double exemplaires), nombre de pages..... <input type="checkbox"/> 3- Abrégé du contenu technique de l'invention (en double exemplaires) <input type="checkbox"/> 4- Planche de dessins (en double exemplaires), nombre de planches ..... <input type="checkbox"/> 5- Pouvoir du mandataire <input type="checkbox"/> 6- Copie officielle du dépôt antérieur, le cas échéant <input type="checkbox"/> 7- L'autorisation de revendiquer la priorité donnée par écrit par le propriétaire de la demande antérieure, le cas échéant <input type="checkbox"/> 8- Justificatif de l'acquittement des droits exigibles <input type="checkbox"/> 9- Document justificatif de la réduction des droits exigibles <input type="checkbox"/> 10- Certificat(s) de garantie				
<b>SIGNATURE DU DEPOSANT OU DE SON MANDATAIRE :</b> (nom et qualité du signataire)		Demande présentée le <sup>5</sup> :		
		<sup>5</sup> doit être renseignée au moment du dépôt		



<b>6 REVENDEICATION DE PRIORITE(S)</b> <sup>4</sup> (le cas échéant):			
N° de dépôt :	Date :	Pays :	
Acte(s) affectant la jouissance du droit de priorité (le cas échéant) :		oui <input type="checkbox"/>	non <input type="checkbox"/>
Revendication de priorité pour l'ensemble des dessins et modèles industriels :		<input type="checkbox"/>	
Revendication de priorité pour les dessins et modèles industriels suivants <sup>3</sup> :			
<sup>4</sup> En cas d'insuffisance de place, utilisez l'imprimé suite « DS » et cochez la case. <input type="checkbox"/>			
<b>7 REFERENCES DU CERTIFICAT DE GARANTIE</b> (le cas échéant) :			
N° :		Date :	
Lieu de délivrance :		Exposition(s) :	
<b>8 MONTANT DES DROITS EXIGIBLES (en DH TTC) :</b>			
Première tranche de 5 dessins ou modèle (<=5) : droit de dépôt de 5 ans			<b>720</b>
Tranche (s) de 5 dessins ou modèles au delà des 5 premiers x 720 DH			
<b>Total</b>			
<b>PIECES JOINTES :</b>			
<input type="checkbox"/> 1- Reproductions graphiques ou photographiques en trois exemplaires			
<input type="checkbox"/> 3- Pouvoir du mandataire			
<input type="checkbox"/> 2- Brève description en trois exemplaires, le cas échéant			
<input type="checkbox"/> 4- Copie officielle du dépôt antérieur, le cas échéant			
<input type="checkbox"/> 5- l'autorisation de revendiquer la priorité donnée par écrit par le propriétaire de la demande antérieure, le cas échéant			
<input type="checkbox"/> 7- Autorisation des autorités compétentes, le cas échéant			
<input type="checkbox"/> 6- Justificatif de l'acquittement des droits exigibles			
<input type="checkbox"/> 8- Certificat de garantie			
<b>Nombre de pages y compris celles-ci :</b>			
<b>SIGNATURE DU DEPOSANT OU DE SON MANDATAIRE :</b> (nom et qualité du signataire)		Demande présentée le <sup>6</sup> :	
		<sup>6</sup> doit être renseignée au moment du dépôt	

[特許庁委託]

モロッコにおける知的財産権利行使マニュアル

[著者]

SMAS INTELLECTUAL PROPERTY



[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2015年1月発行 禁無断転載

本マニュアルは、特許庁委託事業により、SMAS IP が英語にて原文を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が日本語訳を作成したものです。また、2014年9月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本マニュアルの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。